

安全保障理事会議長声明

「ソマリア情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年7月9日に開催された安全保障理事会第6158回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、ソマリアにおける紛争の解決のための基礎としてジブチ協定を再確認している、ソマリアに関する安保理の従前の諸決議および議長諸声明、とりわけ安保理決議1872をくり返し表明し、

安全保障理事会は、ソマリアにおける恒久的な政治的解決に達するための枠組を提供している暫定連邦憲章に定められたジブチ和平プロセスに対する安保理の支援をくり返し表明する。安全保障理事会は、暫定連邦憲章の下でのソマリアにおける合法的な権力機関としての暫定連邦政府に対する安保理の支援を再確認し、合法的な権力機関を力で排除する試みとなるアル・シャバブおよび他の過激主義者が主導した戦いの最近の再開の結果としての6月22日の国家非常事態宣言に留意する。安全保障理事会は、ソマリアにおける政治的プロセスの進展にむけた努力について事務総長特別代表のアハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏に対する安保理の支援をくり返し表明もする。

安全保障理事会は、ソマリアの平和と安定を損なう武装グループおよび外国人戦闘員による暫定連邦政府および一般市民に対する最近の攻撃を非難する。安全保障理事会は、過激な対立する集団が直ちに攻撃を止め、武器を捨て、暴力を否定し和解の取組に加わるという2009年5月15日の安保理の要求を再確認する。安全保障理事会は、ソマリアへの外国人戦闘員の流入を非難する。

安全保障理事会は、ソマリアにおける人命の損失と同地域の安定に脅威を与える難民および国内避難民の流出を増加させた人道状況の悪化を憂慮する。安全保障理事会は、全ての当事者に対し国際人道法の下での、とりわけ一般国民、人道活動従事者およびAMISOM要員の安全を守るためのその義務を守ることを求める。

安全保障理事会は、ソマリアの長期間の平和は、ジブチ協定の枠組内でのまた国家治安戦略に一致した、国家治安軍のTFGとソマリア警察軍による効果的な開発にかかっていることを再確認し、国際的なコミュニティに対して、訓練および装備を通じてを含んでソマリアの治安制度を支援することを促す。

安全保障理事会は、ソマリアにおける恒久的な平和および安定に対するAMISOMの貢献を賞賛し、ウガンダおよびブルンジ政府によるAMISOMへの部隊の公約に対し安保理の引き続き感謝の意を表明し、AMISOMに対するいかなる戦闘行為を非難する。この文脈において安全保障理事会は、AMISOMの兵員をその許可された部隊規模まで増加させる7月3日のシルテにおけるアフリカ連合首脳会議の決定およびAU加盟国に対する必要な軍事および警察要員の提供のその呼びかけを歓迎する。

安全保障理事会は、ソマリアにおける平和および和解並びに地域の安定を損なうことに従事している武装グループに支援を提供している、エリトリアを含むものに対して制裁を課すことを安保理に求めているシルテにおけるアフリカ連合首脳会議の決定に留意する。安全保障理事会は、これに関連して深く懸念し、安保理決議751(1992)に従って設立された監視グループおよび委員会に提出されたものを含む全ての入手可能な証拠に基づく、ジブチ和平プロセスを損なういかなる当事者に対して取る行動は何でも検討する。